

## V 福祉サービスの適切な実施

### V-1 生活環境

**V-1-(1) 生活環境が適切に整備されている。**

**V-1-(1)-① 利用者の生活空間への配慮がなされている。**

**【判断基準】**

- a ) 利用者の意思を反映して、生活空間の整備がなされている。
- b ) —
- c ) 利用者の意思を反映した、生活空間の整備がなされていない。

**V-1-(1)-② 利用者のプライバシーを保護するような設備上の工夫がなされている。**

**【判断基準】**

- a ) プライバシーを保護するための設備上の工夫がなされている。
- b ) —
- c ) プライバシーを保護するための設備上の工夫がなされていない。

**V-1-(1)-③ 利用者にくつろぎを与えるための工夫がなされている。**

**【判断基準】**

- a ) 共用スペース（廊下など）に、複数の利用者が相互にくつろぐことのできるような工夫がなされている。
- b ) —
- c ) 共用スペース（廊下など）に、複数の利用者が相互にくつろぐことのできるような工夫がなされていない。

### V-2 コミュニケーション

**V-2-(1) 利用者とのコミュニケーションが円滑に保たれている。**

**V-2-(1)-④ コミュニケーションについて、支援が必要な利用者のサービス実施計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。**

**【判断基準】**

- a ) コミュニケーションについて支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別、具体的な方法が明示されている。
- b ) コミュニケーションについて支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの方法の個別化や具体化が十分ではない。
- c ) コミュニケーションについて支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別、具体的な方法が明示されていない。

### V-3 移動

V-3-(1) 必要な利用者に対する移動の支援が適切に行われている。

V-3-(1)-⑤ 移動（移乗を含む）について、支援が必要な利用者のサービス実施計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。

【判断基準】

- a ) 移動について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別、具体的な方法が明示されている。
- b ) 移動について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの方法の個別化や具体化が十分ではない。
- c ) 移動について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別、具体的な方法が明示されていない。

### V-4 食事

V-4-(1) 必要な利用者に対する食事の支援が適切に行われている。

V-4-(1)-⑥ 食事（栄養管理含む）について、支援が必要な利用者のサービス実施計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。

【判断基準】

- a ) 食事（栄養管理含む）について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別、具体的な方法が明示されている。
- b ) 食事（栄養管理含む）について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの方法の個別化や具体化が十分ではない。
- c ) 食事（栄養管理含む）について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別・具体的な方法が明示されていない。

V-4-(2) 快適な食事環境の整備に配慮している。

V-4-(2)-⑦ 利用者の嗜好を把握し、それに応じたメニューが提供されている。

【判断基準】

- a ) 利用者の喫食状況や嗜好を把握し、その結果をメニューに反映している。
- b ) 利用者の喫食状況や嗜好を把握しているが、その結果をメニューに反映できていない。
- c ) 利用者の嗜好を把握するための取り組みを行っていない。

V-4-(2)-⑧ 利用者が食事を楽しむことができるような工夫をしている。

【判断基準】

- a) 利用者の意見を聞きながら、食事を楽しむことができる環境整備や使用する食器などへの工夫を行っている。
- b) 食事を楽しむことができる環境整備や使用する器具などへの工夫を行っているが、利用者の意見を聞いて行っているものではない。
- c) 利用者が食事を楽しむことができる工夫はしていない。

**V-5 入浴（清拭を含む）**

**V-5-(1) 必要な利用者に対する入浴・清拭の支援が適切に行われている。**

V-5-(1)-⑨ 入浴・清拭について、支援が必要な利用者のサービス実施計画に基づき個別・具体的な実施方法が明示されている。

【判断基準】

- a) 入浴・清拭について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別・具体的な方法が明示されている。
- b) 入浴・清拭について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの方法の個別化や具体化が十分ではない。
- c) 入浴・清拭について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別・具体的な方法が明示されていない。

**V-5-(2) 入浴・清拭時の安全性やプライバシーを確保するための取り組みを行っている。**

V-5-(2)-⑩ 入浴・清拭時のプライバシーへの配慮がなされている。

【判断基準】

- a) 入浴（着脱衣、洗身）・清拭時におけるプライバシーの確保について、機関が定めるサービスの標準的な方法に具体的に明示されているとともに、その取り組みが行われている。
- b) 入浴（着脱衣、洗身）・清拭時におけるプライバシーの確保について、機関が定めるサービスの標準的な方法に具体的に明示されているが、その取り組みが行われていない。
- c) 入浴（着脱衣、洗身）・清拭時におけるプライバシーの確保について、機関が定めるサービスの標準的な方法に具体的に明示されていない。

V-5-(2)-⑪ 入浴・清拭時の安全や快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。

**【判断基準】**

- a) 入浴・清拭時の事故を防止するために設備上の工夫を行っているとともに、利用者一人ひとりに着目して必要となる器具や設備上の配慮をしている。
- b) 入浴・清拭時の事故を防止するために設備上の工夫を行っているが、利用者一人ひとりに着目した器具や設備上の配慮はなされていない。
- c) 入浴・清拭時の安全に配慮した設備上の工夫がなされていない。

**V-6 排泄**

V-6-(1) 必要な利用者に対する排泄の支援が適切に行われている。

V-6-(1)-⑫ 排泄について、支援が必要な利用者のサービス実施計画に基づき個別・具体的な実施方法が明示されている。

**【判断基準】**

- a) 排泄について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別・具体的な方法が明示されている。
- b) 排泄について支援が必要となる利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの方法の個別化や具体化が十分ではない。
- c) 排泄について支援が必要となる利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別・具体的な方法が明示されていない。

V-6-(2) 排泄時の安全性やプライバシーを確保するための取り組みを行っている。

V-6-(2)-⑬ 排泄時のプライバシーへの配慮がなされている。

**【判断基準】**

- a) 排泄時におけるプライバシーの確保について、機関が定めるサービスの標準的な手法に具体的に明示されているとともに、その取り組みが行われている。
- b) 排泄時におけるプライバシーの確保について、機関が定めるサービスの標準的な手法に具体的に明示されているが、その取り組みが行われていない。
- c) 排泄時におけるプライバシーの確保について、機関が定めるサービスの標準的な手法に具体的に明示されていない。

V-6-(2)-⑭ 排泄時の安全や快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。

【判断基準】

- a) 排泄時の事故を防止するために設備上の工夫を行っているとともに、利用者一人ひとりに着目して必要となる器具や設備上の配慮をしている。
- b) 排泄時の事故を防止するために設備上の工夫を行っているが、利用者一人ひとりに着目した器具や設備上の配慮はなされていない。
- c) 排泄時の安全に配慮した設備上の工夫がなされていない。

**V-7 整容**

V-7-(1) 利用者の身だしなみや清潔保持が適切に行われている。

V-7-(1)-⑮ 身だしなみや清潔保持について、支援が必要な利用者のサービス実施計画に基づく個別・具体的な実施方法が明示されている。

【判断基準】

- a) 身だしなみや清潔保持について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別、具体的な方法が明示されている。
- b) 身だしなみや清潔保持について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの方法の個別化や具体化が十分ではない。
- c) 身だしなみや清潔保持について支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別、具体的な方法が明示されていない。

V-7-(2) 利用者の理・美容が適切に行われている。

V-7-(2)-⑯ 利用者の理・美容について、支援が必要な利用者のサービス実施計画に基づく個別・具体的な実施方法が明示されている。

【判断基準】

- a) 理・美容について利用者一人ひとりの好みや意向を把握し、それらを反映した個別・具体的な実施方法を明示している。
- b) 理・美容について利用者一人ひとりの好みや意向を把握しているが、個別・具体的なサービス実施方法が明示されていない。
- c) 理・美容について利用者一人ひとりの好みや意向を把握していない。

## V-8 相談等の援助

**V-8-(1) 利用者からの相談に適切に対応している。**

**V-8-(1)-⑯ 利用者からの多様な相談に積極的に対応している。**

**【判断基準】**

- a ) 利用者が相談したい時にはその方法や相手を選択して相談することができるとともに、対応する方法が定められている。
- b ) 利用者が相談したい時にはその方法や相手を選択して相談することができないものの、対応する方法は定められている。
- c ) 機関として相談があった場合に対応する方法が定められていない。

**V-8-(1)-⑰ 利用者の心理面に着目した支援を行っている。**

**【判断基準】**

- a ) 利用者の心理面に着目して、支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別、具体的な方法が明示されている。
- b ) 利用者の心理面に着目して、支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの方法の個別化や具体化が十分ではない。
- c ) 利用者の心理面に着目して、支援が必要な利用者一人ひとりに対して、実施するサービスの個別・具体的な方法が明示されていない。

**V-8-(2) 家族や友人等とのつながりに配慮している。**

**V-8-(2)-⑯ 家族、友人等との関係を把握しているとともに必要な支援を行っている。**

**【判断基準】**

- a ) 利用者とその家族、友人等の関係について状況を把握するとともに、支援が必要な利用者一人ひとりに対して実施するサービスの個別、具体的な方法が明示されている。
- b ) 利用者とその家族、友人等の関係について状況を把握しているが、支援が必要な利用者一人ひとりに対して実施するサービスの方法の個別化や具体化が十分ではない。
- c ) 利用者とその家族との関係について状況を把握していない。

## V-9 機能回復等への支援

### V-9-(1) 利用者の機能の回復等に向けた支援が適切に行われている。

V-9-(1)-② 利用者の機能訓練に関する個別、具体的な実施方法が明示されている。

#### 【判断基準】

- a ) 機能訓練を必要とする利用者に対して、サービス実施計画に基づく個別、具体的な方法が明示されている。
- b ) 機能訓練を必要とする利用者に対して、サービス実施計画に基づく個別、具体的な方法の明示が十分ではない。
- c ) 機能訓練を必要とする利用者に対して、サービス実施計画に基づく個別、具体的な方法が明示されていない。

### V-9-(1)-② 利用者の就労に向けた支援に関する個別、具体的な方法が明示されている。

#### 【判断基準】

- a ) 就労に向けた支援が必要な利用者に対して、サービス実施計画に基づく個別、具体的な方法が明示されている。
- b ) 就労に向けた支援が必要な利用者に対して、サービス実施計画に基づく個別、具体的な方法の明示が十分ではない。
- c ) 就労に向けた支援が必要な利用者に対して、サービス実施計画に基づく個別、具体的な方法が明示されていない。

### V-9-(1)-② 利用者の社会生活に必要となる技術や知識の修得に向けた支援について個別、具体的な方法が明示されている。

#### 【判断基準】

- a ) 社会生活上求められる技術や知識の修得支援が必要な利用者に対して、サービス実施計画に基づく個別、具体的な方法が明示されている。
- b ) 社会生活上求められる技術や知識の修得支援が必要な利用者に対して、サービス実施計画に基づく個別、具体的な方法の明示が十分ではない。
- c ) 社会生活上求められる技術や知識の修得支援が必要な利用者に対して、サービス実施計画に基づく個別、具体的な方法が明示されていない。

V-9-(2) 利用者の余暇活動や学習に対する支援が適切に行われている。

V-9-(2)-③ 利用者の余暇活動（アクティビティ）や生きがいづくりなどに対する支援が行われている。

【判断基準】

- a) 利用者の余暇活動（アクティビティ）や生きがいづくりなどに対する希望や必要性を把握し、サービス実施計画に基づく個別、具体的な方法が明示されているとともに、適切に実施されている。
- b) 利用者の余暇活動（アクティビティ）や生きがいづくりなどに対する希望について、サービス実施計画に基づく個別、具体的な方法の明示が十分ではない。
- c) 利用者の余暇活動（アクティビティ）や生きがいづくりなどについて、サービス実施計画に基づく個別、具体的な支援が行われていない。

## VI 利用者本位のサービス実施

### VI-1 利用者の意向の尊重

#### VI-1-(1) 利用者や家族等の意向を尊重している。

VI-1-(1)-① 家族や友人の面会に対する配慮がなされている。

##### 【判断基準】

- a) 面会時間などは、できるかぎり利用者や相手の意向を尊重するように対応したり、必要に応じて調整するとともに、面会場所についてはプライバシーの確保や落ち着いて会話ができるような配慮がなされている。
- b) 面会時間、面会場所のいずれかについて配慮がなされていない。
- c) 面会時間、面会場所に関する配慮がなされていない。

VI-1-(1)-② 郵便や電話などの通信機会を確保し、プライバシーへの配慮がなされている。

##### 【判断基準】

- a) 郵便や電話などの通信機会の確保にあたっては、プライバシーへの配慮や利用したい時にはいつでも利用できるような設備上の工夫がなされている。
- b) 一部、利用の制限があるか、プライバシーへの配慮がなされていない。
- c) ほとんど自由に利用することができず、プライバシーへの配慮もなされていない。

VI-1-(1)-③ 行事やレクリエーション等への参加は利用者の意思を尊重している。

##### 【判断基準】

- a) 行事やレクリエーション、クラブ活動等への参加は、利用者の意思を尊重して実施するとともに、利用者が不参加を希望した場合には、それに応じたプログラムを用意している。
- b) 行事やレクリエーション、クラブ活動等への参加は、利用者の意思を尊重して実施しているが、利用者が不参加を希望した場合に、それに応じたプログラムを用意していない。
- c) 行事やレクリエーション、クラブ活動等への参加について、利用者の意思を尊重していないことがある。

## VI-2 利用者の安心と安全の確保

VI-2-(1) 事故防止のための取り組みを行っている。

VI-2-(1)-④ 発生した事故を把握している。

### 【判断基準】

- a) サービスの実施時に、発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例は全て把握するために組織的な取り組みを行っている。
- b) サービスの実施時に、発生した事故を把握するために組織的な取り組みを行っているが、事故につながりそうになった事例の把握はしていない。
- c) サービスの実施時に、発生した事故ならびに事故につながりそうになった事例を把握するための組織的な取り組みを行っていない。

VI-2-(1)-⑤ 事故防止のための具体的な取り組みを行っている。

### 【判断基準】

- a) 発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析をし、事故防止に向けた取り組みを行っている。
- b) 発生した事故事例や、事故につながりそうになった事例の分析はしていないが、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。
- c) 事故防止に向けた具体的な取り組みを行っていない。

VI-2-(1)-⑥ 安全を確保するための施設・設備上の工夫がなされている。

### 【判断基準】

- a) 現状の施設・設備において転倒や転落事故を防止するための特別な工夫がなされている。
- b) —
- c) 現状の施設・設備において転倒や転落事故を防止するための特別な工夫がなされていない。

VI-2-(2) 事故や災害発生時の対応体制が確立している。

VI-2-(2)-⑦ 事故補償（賠償）を行うための方策を講じている。

### 【判断基準】

- a) 利用者に生じた損害等について、想定される保険事故に対応（補償）できる方策を講じている。
- b) —
- c) 方策を講じているが一部対応（補償）できない事故がある。

VI-2-(2)-⑧ 防災に関するマニュアルを整備している。

【判断基準】

- a) 機関の実態に応じた防災に関するマニュアルを整備している。
- b) 機関の実態に応じた防災に関するマニュアルを整備しているが、一部、対象となる災害等について不十分な面がある。
- c) 機関の実態に応じた防災に関するマニュアルを整備していない。

VI-2-(3) 衛生管理ならびに感染症対策が適切に行われている。

VI-2-(3)-⑨ 衛生管理に関するマニュアルを整備している。

【判断基準】

- a) 機関の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備している。
- b) —
- c) 機関の実態に応じた衛生管理に関するマニュアルを整備していない。

VI-2-(3)-⑩ 感染症防止マニュアルを整備している。

【判断基準】

- a) 機関の実態に応じた感染症防止に関するマニュアルを整備している。
- b) —
- c) 機関の実態に応じた感染症防止に関するマニュアルを整備していない。

VI-2-(3)-⑪ マニュアル類は定期的に見直しがされている。

【判断基準】

- a) マニュアル類は定期的に検証し、必要な場合には見直しを行っている。
- b) —
- c) 定期的な検証はしていない。

## VII 機関の運営管理

### VII-1 経営

VII-1-(1) 地域住民等の福祉に対するニーズに対応している。

VII-1-(1)-① 地域の福祉ニーズを把握するための取り組みを行っている。

#### 【判断基準】

- a) 機関として、地域の福祉ニーズを把握するための取り組みを行っている。
- b) —
- c) 機関として、地域の福祉ニーズを把握するための取り組みを行っていない。

VII-1-(1)-② 地域の福祉ニーズに基づき新たな事業展開を図っている。

#### 【判断基準】

- a) 把握した福祉ニーズに基づいて、可能なものについては自機関における新たな事業に加えるなどの展開を図っているか、準備を行っている。
- b) —
- c) 把握した福祉ニーズに基づく事業展開や準備を行っていない。

VII-1-(2) 経営状況を的確に把握している。

VII-1-(2)-③ 機関の経営状況に関する経営分析を行っている。

#### 【判断基準】

- a) 福祉サービスの質を向上させることを目的とした経営状況の分析を行い、これを活用している。
- b) —
- c) 福祉サービスの質を向上させることを目的とした経営状況の分析を行っていない。

### VII-2 人事管理

VII-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。

VII-2-(1)-④ 人事に関する方針が定められている。

#### 【判断基準】

- a) 職員の資質向上に向けた目標と整合性が確保された職員の採用・異動等、人事に関する方針が明文化されている。
- b) —
- c) 職員の資質向上に向けた目標と整合性が確保された職員の採用・異動等、人事に関する方針が明文化されていない。

VII-2-(1)-⑤ 人事考課が明確かつ客観的な基準により行われている。

【判断基準】

- a ) 定期的な人事考課を実施しており、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫や、職員の納得を得るための仕組みを整備している。
- b ) 定期的な人事考課を実施しているが、客観性・公平性・透明性を確保するための工夫がなされていない。
- c ) 定期的な人事考課を実施していない。

VII-2-(2) 職員に対する配慮がなされている。

VII-2-(2)-⑥ 職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。

【判断基準】

- a ) 福利厚生センター等の福利厚生事業に加入しているか、機関としての独自の総合的な福利厚生事業を実施している。
- b ) —
- c ) 福利厚生事業への取り組みを実施していない。

**VII-3 財務管理**

VII-3-(1) 予算管理が適切に行われている。

VII-3-(1)-⑦ 事業計画と整合性のある予算編成を行っている。

【判断基準】

- a ) 当該年度の事業計画を実施するに必要な予算編成がなされている。
- b ) —
- c ) 当該年度の事業計画を実施するに必要な予算編成がなされていない。

VII-3-(1)-⑧ 予算編成にあたり、サービスや現場の実態との整合性を図るために職員の意見を聴取している。

【判断基準】

- a ) 予算の編成過程において職員の意見を聴取している。
- b ) —
- c ) 予算の編成過程において職員の意見を聴取していない。